

最低賃金

最低賃金は、暮らしの支えです。

茨城県は 使用者も、労働者も 必ずチェック



↑茨城労働局
ホームページへリンク

1,074円

時間額

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン



発効日:令和7年10月12日

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

茨城県の特定(産業別)最低賃金

産業名	鉄鋼業	はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具 製造業 (機械器具製造業等)	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業(電気・精密機械器具等製造業)	各種商品 小売業
最低賃金額 (時間額)	1,166円	1,105円	1,115円	1,074円
発効日	令和8年3月1日	令和8年3月19日	令和8年3月19日	令和7年度改正なし (茨城県最低賃金適用)

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。詳しくは、茨城労働局のホームページをご覧ください。

賃金引上げ支援策

生産性向上を支援する「業務改善助成金」や非正規雇用労働者の処遇改善を支援する「キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)」などの賃上げ支援策の詳細はHPをチェックしてください。

厚生労働省HP
賃上げ支援助成金パッケージ



専門家による 無料相談を 実施しています

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターへご相談ください。

働き方改革推進
支援センターHP



パートナーシップ 構築宣言

発注者と消費者の皆様も価格転嫁にご理解を!

パートナーシップ
構築宣言冊子





必ずチェック、最低賃金！ 使用者も、労働者も。



Q. 最低賃金制度とは何でしょう？

A. 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。
最低賃金には、地域別（茨城県）最低賃金と特定（産業別）最低賃金があります。
地域別最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わず、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。
特定最低賃金は、地域内の特定の産業の基幹的労働者に適用されます。

Q. 最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか？

A. 労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

Q. 鉄鋼業の会社で働いています。「地域別最低賃金」と、「特定（産業別）最低賃金」の2種類がありますが、どちらが適用されるか教えてください。

A. 「特定（産業別）最低賃金」は「地域別最低賃金」よりも高い金額水準で定められています。両方の最低賃金が同時に適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金以上の賃金が支払われていますか？ お確かめください。

「最低賃金制度」は、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティーネットです。
詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

最低賃金制度

検索



Q. 最低賃金対象となる賃金の範囲を教えてください。

A. 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

Q. 最低賃金額以上が未満か、確認する方法を教えてください。

A. 実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

- ① 時間給の場合
時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- ② 日給の場合
日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- ③ 月給の場合
月給 $\div$ 1か月の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- ④ ①、②、③が混合している場合
例えば、基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などのように混合している場合は、それぞれ上の①～③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。

